

防災防火対象物及び防災物品の取扱いは、次によること。

第1 防災防火対象物

防災性能を有する防災対象物品を使用しなければならない防火対象物は次による。

- 1 消防法（以下「法」という。）により指定される対象物（法第8条の3）
高層建築物、地下街
- 2 消防法施行令（以下「令」という。）により指定される対象物（令第4条の3）
令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項並びに(16)項に掲げる防火対象物で前記のいずれかに該当する用途に供される部分
- 3 消防法施行規則（以下「規則」という。）により指定されるもの（規則第4条の3）

工事中の建築物その他の工作物のうち、次のもの

- (1) 建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供されるもの及びこれに附属するものを除く。）
 - (2) プラットホームの上屋
 - (3) 貯蔵槽（工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等）
 - (4) 化学工業製品製造装置
 - (5) 上記(2)に掲げるものに類する工作物
- 4 防災規制を受ける防火対象物の部分

法第8条の3及び令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- (1) 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー、観覧席、通路等の外気に開放された部分（屋内的用途が存する部分に限る。）
 - (2) 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分
- 5 防災規制を受けない防火対象物の部分

高層建築物で、その一部が高さ31m以下にあり、令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

第2 防災対象物品

- 1 法第8条の3第1項及び令第4条の3第3項に定めるほか、防災対象物品は次による。なお、商品、美術工芸品的なもの、手工芸品的なもの、臨時的なもの及び火災予防上支障のないものは除く。

	防災対象物品	防災対象物品に含むもの	防災対象物品に含まないもの
カーテン等	カーテン	・布製のアコーディオンドア・衝立て ・室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの	・壁の張りつけ、壁の仕上げ材料になるカーテン ・外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
	布製のブラインド	布製ののれん、装飾幕、紅白幕、目かくし等で、下げ丈がおおむね1 m以上のもの	・プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
	どん帳、暗幕、舞台上で使用する幕	舞台上において使用する映写用スクリーン	・すだれ、たてす ・タペストリー
	大道具の合板、展示用合板	展示会場で用いられる合板・ベニアで、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの	・商品の陳列棚として使用する合板、壁の一部となっている合板及び黒板に使用される合板（ベニアも同様の扱いとする。）
	工事用シート	工事用シート	・飛沫防止用シート ・アスベスト飛散防止用プラスチックシート ・独立したさお等に掲げる旗
じゅうたん等	じゅうたん	織りカーペット（だん通を除く。）をいう。	・大きさがおおむね2 m ² 以下のじゅうたん等（複数を継ぎ合わせ又は敷き詰めて使用するものは、その継ぎ合わせ又は敷き詰めた状態の大きさとする。）
	毛せん	フェルトカーペットをいう。	・電気カーペット等の電化製品
	タフテッドカーペット、ニットッドカーペット、フックドラック、接着カーペット及びニードルパンチカーペット	接着カーペットとは、フロック・カーペット及びコード・カーペットをいう。	・接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂床シート及びプラスチックタイル
	ござ	いぐさ・ポリプロピレン・竹等が使用されるもの	・畳 ・じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
	人工芝	屋上に敷かれた人工芝	・屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
	合成樹脂製床シート	クッションフロア	・毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの
	床敷物	・玄関マット ・ジョイントマット	

- 2 次のものは、防火性能を有している防火物品として取り扱うものであること。
- (1) 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基令第1条第6号に規定する難燃材料に該当する合板
 - (2) 法第8条の3第3項及び規則第4条の4第8項に基づき、消防庁長官が指定した表示（以下「指定表示」という。合板の日本農林規格により格付けされた合板に付される難燃処理又は防火処理を施した旨の表示）が付されている合板
 - (3) 指定表示（日本産業規格 L4404・L4405・L4406・A5705 に適合するもの）に付される難燃表示）が付されているじゅうたん等
 - (4) 法第8条の3第5項及び規則第4条の4第9項に基づき、処理又は作製した物品に、次に掲げる事項を明らかにしたもの
 - ア 防火処理品」又は「防火作製品」の文字
 - イ 処理をし、又は作製した者の氏名又は名称
 - ウ 処理をし、又は作製した年月

第3 防火表示

規則第4条の4第1項第2号に定める防火ラベルについては、次によること。

- 1 室内に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防火ラベルを付す場合で、1室に2種類以上のじゅうたん等が敷き詰められた場合の表示は、じゅうたん等の種類ごととすること。
- 2 廊下に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防火ラベルを付す場合は、じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防火ラベルを付すこと。
- 3 階段に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防火ラベルを付す場合は、各階の階段踊場に1個以上の防火ラベルを付すこと。
- 4 経年等により防火表示が認識できない場合については、原則、当該表示は必要であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 指定表示が付されているもの
 - (2) 防火表示が認識できない防火対象物品が、当該防火防火対象物内にある防火対象物品と同一の製品であると判断できる場合
 - (3) 防火性能試験番号登録済通知書等の記録で防火物品と判断できる場合

備考

- 1 カーテンとは、幕の一種で、通常の使用状態としては窓、出入口、厨房の開口部、室の仕切り、ベッドの囲いなどに使用されるものをいう。また、百貨店の特売場等での赤白の幕や、目かくしに使用する布製のものについても含まれる。
- 2 布製のブラインドとは、窓、出入口等の開口部等に日よけ、目かくし等のために用いられるもので、いわゆる巻き上げブラインド、ベネチアンブラインド等で布製のものが該当するが、木製のブラインド及びプラスチック製のブラインドは該当しない。
- 3 暗幕とは、採光をさえぎる目的で使用される幕で、通常、劇場、映画館、集会場などにおいて用いられるものをいう。
- 4 展示用の合板とは、展示の用に供されるものをいい、展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等に使用させる合板をいう。壁面の一部に枠組等をつけて展示の用に供している掲示板のように壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板はこれに該当しない。
- 5 どん帳その他舞台において使用する幕とは、どん帳のほか、舞台において使用する幕として水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映写幕、バック幕などをいう。どん帳は、図案をほどこした厚手の幕で、幕間または演劇等の終了時に下げておくものである。水引きは、舞台前に張り渡す金らんなどの幕である。暗転幕は、舞台上で演劇の場面をかえるときに下げる幕である。かすみ幕は、舞台上の間に横に張った細長い幕である。
- 6 大道具用の合板とは、舞台において使用される舞台装置のうち建物、書割、樹木、岩石等登場人物が手にとることのない飾りに付けに使用される合板をいう。
- 7 工事用シートとは、建築物その他の工作物の工事の際に使用されているシート類をいう。工事用シートは、建基令第136条の5に規定された工事現場の周辺に飛散する落下物に対する防護措置として用いられるほか、盗難防止や飛火防止などに用いられるものである。工事用シートについては、立ち上がっている状態において使用されているもののみが規制の対象とされ、床を保護する目的のために床に敷かれるシートやコンクリートの養生の目的で使われるものは防災規制の対象とならない。

また、機械等を覆っているシートは規制対象品には該当しないが、建築物その他の工作物の天井、壁等一部の工事に用いられるもの、例えば、中空に張った状態で使用するものは防災性能を有する工事用シートでなくてはならないと解する。

なお、網状のもので網目が12ミリメートル以下のものは工事用シートに該当する。

- 8 じゅうたん等とは、次に掲げるものをいう
 - (1) じゅうたん（織カーペット（だん通を除く。）をいう。）
 - (2) 毛せん（フェルトカーペットをいう。）
 - (3) タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット

- (4) ござ
- (5) 人工芝
- (6) 合成樹脂製床シート
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの以外のもの。

※1 毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するものは、床敷物であってもじゅうたん等に含まれないものである。この場合、「毛皮製床敷物」とは、虎、熊などの毛皮の敷物をいい、「毛製だん通」とは、だん通のうちパイルなどの組成繊維が毛製のものをいう。また床敷物のうち毛皮製床敷物または毛製だん通に類するものとは、美術工芸品又は手工芸品的なだん通やチューブマット等がこれに該当する。

※2 規制の対象とならないものとしては、次のようなものが挙げられる。

- (1) 畳、プラスチックタイル（一般的にPタイルと呼ばれているもの）などのように床そのものであるもの
- (2) 8(1)から(7)に掲げる床敷物の類であっても、その大きさがおおむね2㎡以下のもの
- (3) 合成樹脂製床シートのうち、床にのり付けされたもの

合成樹脂製床シートで床にのり付けされたものは床そのものになるので、本条のじゅうたん等には該当しないこととされている。しかし合成樹脂製床シート以外のものについては、床にのり付けされるものであっても床そのものにはならないためじゅうたん等に該当する。

※3 第2 1文中の「火災予防上支障のないもの」については、面積が小さい物品等が該当することになるが、安易に防災対象物品外とせず、予防課と協議し判断すること。